



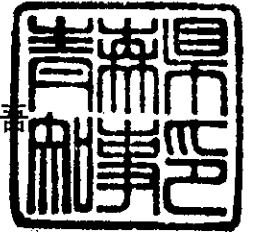
青原立第232号
令和3年8月18日

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会

共同代表	浅石	紘爾	殿
	阿部	一久	殿
	奥村	榮	殿
	古村	一雄	殿
	平野	了三	殿

青森県知事 三村 申 香



質問状に対する回答について

2021年7月20日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答
します。

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」

制定を求める県民の会に対する回答

〈2021. 8. 18回答〉

1. 私たちは、青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない、という青森県民の意思を県内外に明らかにするため、法的根拠のある県条例を制定すべきと考えます。

貴職は、県議会で「県条例を制定する考えはない」と答弁していますが、現在もそのように考えているのか、貴職の考え方について伺います。

答 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、本県は、最終処分地を受け入れない意思を明確にした上で、最終処分事業を進める国から「本県を最終処分地としない」旨の確約を得ており、条例の制定については、考えていないところです。

2. 貴職は、国から青森県知事に、青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地としない確約文書が出されていることが、青森県が最終処分地とならない担保である旨を県議会で答弁していますが、より確実な国の担保として法的根拠のある、立法措置を国に求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

答 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、最終処分事業を進める国から本県を最終処分地としない旨の確約を得ているとともに、この確約は、今後とも引き継がれていくことが、明確にされており、法制化を国に求めることは考えていないところです。

3. 貴職は、高レベル放射性廃棄物（海外返還廃棄物）の一時貯蔵期間が30年から50年については、事業者との安全協定に明記されているから順守される旨を県議会で答弁していますが、より確実な担保として、福島原発事故除染土の中間貯蔵施設のように、法的根拠のある立法措置を国に求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

（参考 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法、平成15年法律第44号）

答1 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、貯蔵管理期間を遵守するとの電力会社等からの確約や、これに関する国の指導が示されているところです。

2 加えて、最終処分事業を進める国から、本県を最終処分地にしない旨の確約を得ているところです。

3 したがって、県としては、法制化を国に求めるということは考えていないところです。

4. 北海道を最終処分地としない旨の国の確約文書が平成10年12月に北海道知事に出されています。にもかかわらず、国が昨年北海道寿都町及び神恵内村で文献調査を開始したことは、国の確約文書は担保にならず、北海道との約束を反故にするものと考えます。

国の対応に対する貴職の見解を伺います。

答 北海道と国との間のことであり、本県としてコメントする立場にありません。

5. むつ市で計画が進められている、使用済燃料中間貯蔵施設について、電気事業連合会と国が、昨年12月18日に、貴職とむつ市長に対し、同施設を全国の原子力発電所で「共同利用」したいと説明に来ました。

これは、平成17年5月16日開催の県議会全員協議会及びその後の立地協定で示された「東京電力及び日本原電の2社のみで利用」の約束を反故にする内容と考えますが、貴職の見解を伺います。

答 昨年12月の電気事業連合会からの報告にあった、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設の共同利用については、あくまでも地元の理解を大前提として、今後、検討に着手したいとしていることから、県として何ら申し上げる状況にはありません。

6. 去る4月13日に菅政権は、福島県、漁連など地元の同意なく福島原発事故汚染水を福島県海沖に放出することを決定しました。これは、平成15年8月

に国と東京電力が、福島県漁連に文書で「関係者の理解なしにいかなる処分もおこなわない」との約束を反故にするものと考えますが、貴職の見解を伺います。

答 本件については、本県としてコメントする立場にありません。

7. 前問の4、5、6で述べたように国、事業者が関係自治体及び関係者との約束を反故にする姿勢と対応をみれば、国と事業者は全く信用できず、国の確約文書が守られ、事業者との安全協定による一時貯蔵期間が順守される担保はないと考えますが、貴職の見解を伺います。

答1 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間終了時点で搬出することを事業者との間で取り決めているところです。

2 「青森県を最終処分地にしない」旨の国との確約については、知事三代にわたって、県民への約束として引き継がれてきており、また、国においても、引き継いでいくことを文書で示していることから、極めて重いものであると考えています。

8. 使用済燃料については覚書により「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には」施設外に搬出すると取り決めています。

ところが、同じ高レベル放射性廃棄物でありながら、再処理工場で作られる高レベルガラス固化体については、30年から50年間程度貯蔵した後、順次最終処分する旨の基本方針（平成27年5月22日閣議決定）があるだけで、工場外搬出期限については、青森県と日本原燃や国との間で何らの取り決めがなされていません。

現在工場内に貯蔵されている346本の固化体の最初の貯蔵時から既に約14年が経ち、上記貯蔵期限は、後16年から36年しか残っていません。閣議決定違反は目前に迫っています。このままでは最終処分地選定が難航している中で、青森県はなし崩し的に最終処分地となってしまいます。

再処理工場内の高レベルガラス固化体についての取り扱いについて、適切かつ有効な措置を取るべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

答 国が定めた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、ガラス固化体が該当する第一種特定放射性廃棄物については、「固形化した当初は放射能が非常に高い状態にあるが、時間の経過とともに放射能が減衰し発熱量も減少することから、30年間から50年間程度貯蔵した後、順次安全性を確認しつつ、最終処分することとする。」とされており、六ヶ所再処理工場で発生するガラス固化体については、この基本方針に基づき同工場で当該期間保管された後搬出され最終処分されるものと認識しています。

9. 一時貯蔵期間は30年から最長で50年とされていることから、2025年4月25日ないしは遅くとも、2045年4月25日までには最終処分場が操業されなければならない、その期限までは残り約3年9カ月、23年9カ月となっています。最終処分場操業までには、調査、建設に30年程度必要とされていることから、今後の具体的なスケジュールを国、事業者から説明を受けていますか。受けていなければ求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

10. 最終処分場に関する安全審査指針、基準等の法制度の整備スケジュール及び地下300m以深に200km～300kmのトンネルを建設するなどの処分場の具体的内容等の設計図とその公表時期を貴職は、国から説明を受けていますか。受けていなければ求めるべきと考えますが、貴職の見解を伺います。

14. 貴職は、遅くとも、2045年4月25日までに最終処分場が操業されると確信しているのか。確信しているとすれば、その具体的な根拠と保証について伺います。

9、10、14 一括回答

答1 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、貯蔵管理期間を遵守するとの電力会社等からの確約や、これに対する国の指導が示されており、加えて国から本県を最終処分地にしない旨の確約を得ているところです。

2 高レベル放射性廃棄物の最終処分の今後の方向性等について、国は、自治体向け

に説明会を開催しているところですが、いずれにしても、最終処分地の早期選定に向けては、国が前面に立って、不退転の決意で取組を加速させていただきたいと考えています。

11. 前問9、10で指摘した具体的なスケジュールや安全審査に関する法制度及び処分場の設計図等が公表されないのでは、最終処分場に関する国民の理解が進まず、当該自治体の首長や住民が判断するにも判断材料が不十分で、処分地の選定が困難になると考えますが、貴職の見解を伺います。

答 本県としては、最終処分地の早期選定に向け、国が前面に立って、不退転の決意で取組を加速させていただきたいと考えています。

12. 文献調査が行われている北海道寿都町及び神恵内村では概要調査に進む際には、住民投票を実施する予定であります。

処分地選定の段階毎に当該自治体市町村長と知事の同意が必要とされており、その都度に住民投票が実施されることも予想され、30年程度で処分場が操業されるとの計画期間は更に延びると考えますが、一時貯蔵に対する影響について、貴職の見解を伺います。

答 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、貯蔵管理期間を遵守すると電力会社等からの確約や、これに関する国の指導が示されているところです。

13. 最近、北海道文献調査対象自治体周辺の自治体及び岩手県三陸地域自治体等で「核のゴミ搬入拒否」を制定する自治体が増えています。

また、原発立地自治体では原発立地当初から「核のゴミの立地地域以外への搬出」を原則としている状況を踏まえれば、最終処分地の選定は極めて困難と考えますが、貴職の見解を伺います。

答 高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、いずれにしても、最終処分地

の早期選定に向け、国が前面に立って、不退転の決意で取組を加速させていただきたいと考えています。